

高齢者運転免許自主返納サポート協議会
会員の皆様へ

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

4月1日から、運転経歴証明書の交付を受けていることを証明する「運転経歴証明書交付済シール」が導入されます

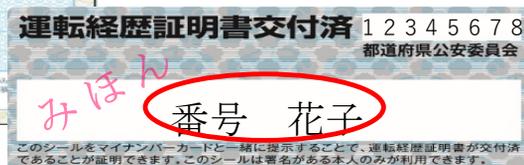
- ★ 運転経歴証明書の交付を受けた方は「運転経歴証明書交付済シール」をマイナンバーカードと一緒に提示することにより、運転経歴証明書本体がなくても、運転経歴証明書が交付済であることが証明できるようになります。
- ★ 運転経歴証明書交付済シールをマイナンバーカードと一緒に提示された場合は、運転経歴証明書の提示と同様に、特典をご提供いただきますようお願いいたします。

シールの見方

- ① シールには、保有者の方の氏名が記入されています。
- ② シールの保有者の方が、割引等のサービスを受けようとする際、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示します。**
(シールは、マイナンバーカードケースの裏面に貼付されています。)
- ③ **シールの氏名とマイナンバーカードの氏名が同一であることをご確認**のうえ、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。



マイナンバーカード



運転経歴証明書交付済シール

シールはマイナンバーカードと一緒に提示されます

問合せ：警視庁交通総務課 交通安全対策第一係 高齢者担当
電話 03-3581-4321